

第 4729 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月16日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成24年7月～9月までの裁決事例

Q：平成24年7月から9月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A：20事例が公表されました。主なものには、次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成24年7月から9月までの裁決事例が公表されました。

主なものには、次のようなものがありました。

【所得税関係】

- ・一般口座で保管していた上場株式が民事再生法によって価値が失ったことによる損失は、株式等による譲渡所得又は雑所得の必要経費に算入できる。
- ・LPS(米国におけるリミテッド・パートナー契約)から分配される収益金に係る所得は、雑所得に該当する。

【法人税関係】

- ・不動産の取得に際して売主へ支払った固定資産税等相当額は、不動産の購入の代価の一部であると認めるのが相当であるから、不動産の取得価額に算入すべきである。

【相続税関係】

- ・1株当たりの純資産価額の計算上、期限未到来のデリバティブ取引に係る債権・債務は資産・負債に計上することはできない。

